

京都市上下水道局告示第23号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第3号の規定に基づき営業所所在地の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成27年6月19日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 水田 雅博

1 届出業者名等

京都市右京区京北下弓削町狭間谷口9番地
水口建設株式会社
代表取締役 水口 淳司

2 変更事項

(営業所所在地の変更)

京都市右京区京北下弓削町狭間谷口16番地から京都市右京区京北下弓削町狭間谷口9番地に変更

(上下水道局下水道部管理課)